

事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部法・司法課

1. 案件名

国名：カンボジア王国

案件名：和名 民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト

英名 Legal and Judicial Development Project (Phase V)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における法・司法セクターの現状と課題

カンボジアにおいては、20年に亘る内戦により、法律の廃止や知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が十分ではなく、また、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態にあった。そのため、カンボジア政府は、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立を国家の重要課題の一つとして位置づけてきた。

JICAは、係る状況下、カンボジア司法省に対し、1999年から現在まで16年に亘り、民法・民事訴訟法および関連法令（以下「民事法等」）の起草・普及を一貫して支援してきた。具体的には、これまで、民法、民事訴訟法その他、不動産登記に関する共同省令、人事訴訟法、民事非訟事件手続法、裁判上の寄託に関する省令、夫婦財産登記省令、民事過料手続法等が起草され、また民法及び民事訴訟法については逐条解説書などの作成も行っている。また、司法省を通じた支援に加え、王立裁判官・検察官養成校およびその上位機関である王立司法学院、弁護士会、弁護士養成校、王立法律経済大学に対して、法曹人材の育成支援を進め、民事法等を普及する上で中核となる法律実務家及び司法省職員の民事法等に対する体系的な理解促進と能力強化を支援してきた。その結果、裁判官や弁護士等、日常業務において民事法等の知識や解釈論の使用が不可欠である関係者を中心に、内容や各条項相互の関係についての知識、解釈の経験が蓄積されつつある。

今後、カンボジアにおいて民事法等が正しく運用・定着して、国民の権利が保障され、安全に取りが行われるようにするためには、実務の現場において、これらの法令が適切に運用されるための基盤整備が必要となる。具体的には、供託法、執行官法等の他、最大の資産として民事法の適用の中心となる不動産につき、不動産登記制度を民法・民事訴訟法に適合するように整備すべく、前フェーズまでの協力においても司法省と国土整備・都市化・建設省の共同省令の起草・発令を支援してきたが、暫定的な執務基準として複数の省令を発令してきたため、それらを一本化して法律とし、整合性の高い内容に整理する必要がある。また、訴訟その他の手続を円滑にするため、書式集等の整備・普及が必要である。加えて、判決が公開され、裁判の透明性が向上すると共に、既存の判決を分析することにより判決の質を向上させることも、法の適切な運用を促進する上で不可欠である。

(2) 当該国における法・司法セクターの開発政策と本事業の位置づけ

カンボジアにおいては、「第3次四辺形戦略（2014年～2018年）」、「国家戦略開発計画2014-2018」などの開発政策の中核としてグッド・ガバナンスが掲げられ、その最優先課題の一つとして、法・司法改革が位置付けられている。

本事業はこれまで JICA が支援してきた民事法等の適切な運用を確実なものとして定着させ

るために、関連法令の起草、実務書式例の作成と普及、判決公開と分析を行うものであり、カンボジアの法・司法セクターの基幹となる部分の支援である。

(3) 法・司法セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の開発協力大綱において、法の支配の確立、グッド・ガバナンスの実現は、重点課題の一つ「イ 普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現」に位置付けられ、法制度整備支援を進めることが明記されている。また、法整備支援は、2008 年の海外経済協力会議にて海外経済協力の重要な一分野として戦略的に進めていくべきことが確認され、2009 年の同会議にて策定され、2013 年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針」において、カンボジアは一貫して重点国の一つとされている。

2012 年 4 月に策定された我が国の対カンボジア王国国別援助方針においては、重点分野の一つとして「ガバナンスの強化」を掲げ、「我が国が起草を支援した民法・民事訴訟法の普及・定着・適正な運用を図るため、関連法案の整備、司法関係者の能力強化について支援を行う。」としており、同方針にも整合している。

我が国は、カンボジアの法・司法分野に対し、1999 年から長期的な支援を継続しており、民法・民事訴訟法をはじめとする 20 を超える民事法等の起草・成立を支援するとともに、2003 年からは法曹養成機関への協力を通じて裁判官、検察官、弁護士等の法曹人材の育成も支援してきた。

(4) 他の援助機関の対応

フランスは、刑事分野の法令起草を支援してきたほか、近年は土地管理に関する人材育成の支援を行っており、王立法律経済大学にいるアドバイザーをコーディネーターとして、司法関係者の育成・共同研究を小規模ながら行っている。

なお、土地法制に関する分野では、アジア開発銀行（以下「ADB」）、世界銀行、フィンランド政府、ドイツ国際協力公社などが、国土整備・都市化・建設省に対し、「Land Management and Administration Project（2003-2007、2008-2013）」を通じて、土地法の起草、土地登記および土地情報データベース構築、土地政策立案・実施などを支援していたが、順次中止もしくは終了した。

2016 年からは、世界銀行が、登記されていない土地の登記及び所有権証明書の発行等の支援を再開する見込みとされている。カンボジアの土地は内戦で混乱し、現在所有権が確定しているのは半数程度であるところ、同行の活動は、我が国が支援する不動産登記法（土地の売買・相続や担保設定等の取引を登記簿に反映させるための手続法）の適用の前提となる活動にあたる。ADB は、商業省に対し、金融セクター支援として、商事契約法、消費者保護法等の支援を行っており、我が国の支援した民事法令や土地制度との整合性に留意する必要がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、カンボジアにおいて①主要民事関連法令の整備、②民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例等の整備、③判決公開とその手続の整備により、民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤を整備し、もって、カンボジアにおける民法・民事訴訟法の普及及び適切な運用に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

プノンペン

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：司法省、国土整備・都市化・建設省、最高裁判所、控訴裁判所、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学などの関係機関から、①関連法令の起草、②実務書式例の作成と普及、③判決公開と分析、の各ワーキンググループのメンバーに任命された者

最終受益者：法の適用を受ける国民一般

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2017年4月～2022年3月を予定（計60ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

約6億円（予定）

(6) 相手国側実施機関

司法省。具体的には、同省民事局（民事法令に関する法令起草の事務・実務監督を担当）、立法局（各種法令の起草及び審査を担当）、普及教育局（法令普及及び情報提供を担当）、監査局（裁判所の業務監督、判決公開を担当）、起草ワーキンググループ（省内横断的に大臣により任命されるメンバーによって構成され、法令起草を担当）等の部局等をカウンターパート機関として実施する。

なお、司法省は民法、民事訴訟法等の基本法令の起草を所管するほか、これらの法令を全国の行政職員、司法職員等に普及するための新法理解研修などを実施する。また、同省は、管理部門が置かれる全裁判所を統括する役割を負う。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ・ 専門家派遣（合計 240 M/M）
- ・ 長期専門家
 - ① 総括／民事法
 - ② 民事法理論
 - ③ 民事法実務
 - ④ 業務調整
- ・ 短期専門家派遣（不動産登記法、書式例作成、判決公開等）
- ・ 研修員受け入れ（不動産登記法、書式例作成、判決公開等）
- ・ 資機材供与（判決公開用コンピュータ、データベースソフト等）

2) カンボジア国側

①カウンターパートの配置

- ・ プロジェクトディレクター：司法大臣
- ・ プロジェクトマネジャー：司法省次官
- ・ 国土整備・都市化・建設省、最高裁判所、控訴裁判所、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学から選任されるワーキンググループメンバー（不動産登記法起草約20名、書式整備約30名、判決公開分析約20名）

②施設提供（プロジェクトオフィス、ワーキンググループ会場等）

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類 (A,B,C を記載) : C

② カテゴリ分類の根拠 :

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減

特になし。

3) その他

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

名古屋大学日本法教育センター:2008年より王立法律経済大学において日本語及び日本法の教育を実施。卒業生や同大学の教員からプロジェクトへの関与を得て、援助の効果を効率的に拡大する必要がある。

留学生支援無償(JDS):司法省、裁判所の人材が日本の法学部に留学し、前後に本プロジェクトの前フェーズにも参加しており、これまで計45名が参加するなど援助効果の拡大に寄与している。

2) 他ドナー等の援助活動

民事関連法の起草に際しては、ADBの商業省に対する支援との整合性に留意する必要あり。不動産登記法の起草支援に関連しては、「法整備支援プロジェクト(フェーズ3~4)」に派遣された元専門家が、日本司法書士会連合会の派遣により、国土整備・都市化・建設省のアドバイザーとして2013年から派遣中である。また、上述のとおり、フランスは土地管理に関する人材育成を支援中である。本事業を進めるにあたり、各種情報源、また、支援した法令の普及のチャンネルとして連携が必要である。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:

カンボジアにおいて民法・民事訴訟法の普及及び適切な運用に寄与する。

指標:

- ・民事訴訟手続や不動産登記等に係る民事関連法・制度及び機関の運用が適切に行われ、市民の権利の保障及び救済の手段として十分に利用される。

2) プロジェクト目標:

民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基盤が整備される。

指標:

- ・民法・民事訴訟法に関連する不動産登記法等の重要な法令が起草あるいは改訂される。
- ・民事訴訟等の各種手続において、プロジェクトが策定した書式例が法曹関係者及び市民に利用される。書式例の発行部数。

- ・民事事件の判決が公開され、実務で参照される。公開した判決数。

3) 成果：

成果 1：主要民事関連法令が整備される。

成果 2：民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例等が整備される。

成果 3：判決の質を改善するために、判決公開の手続が整備され、判決の公開が開始される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 前提条件

書式例を検討するワーキンググループ (WG) メンバーに、前フェーズのメンバーであった実務家 (裁判官、弁護士等) が含まれるなど適切なメンバーが選出される。

(2) 外部条件

- ・特になし。

6. 評価結果

本事業は、カンボジア国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

- ・本事業の前フェーズであるカンボジア「民法・民事訴訟法普及プロジェクト」(2012年4月から2017年3月)の終了時評価では、①プロジェクト成功の主な要因の一つとして、プロジェクトに対する司法省次官の強いコミットメント、特に民法・民事訴訟法の内容とこれまでの活動を理解し、積極的にプロジェクトのWGの議論に関与する能力のあるメンバーの配置・任命が重要であること、②さらに、日本人専門家チームと各カウンターパート機関の良好な関係および情報の共有が不可欠であることを確認している。
- ・前フェーズでもセミナーを実施してきた判決公開支援は、カンボジアの司法セクターの透明性を向上させる大きな意義を持つ支援であり、司法省次官も強く要望しているものである。他方、現場や司法省内にはこれに賛同しない者の存在も予想されることから、慎重に進める必要がある。

(2) 本事業への教訓 (活用)

- ・本事業においても各成果に対応するWGを設置する予定にしていることから、同WGのメンバー任命においては前フェーズに関与した者等の連続性を意識した配置を先方政府に求めていく。また、日本人専門家についても、一部は前フェーズの専門家の延長により対応するなど、既存の良好な関係を維持しつつ実施することとする。
- ・判決の公開支援については、判決の質の改善に取り組みつつ、公開については先方政府と密に協議を重ね公開の時期や範囲を調整することとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 6 か月以内

ベースライン調査

事業終了 3 年度

事後評価

以 上